

仕 様 書

1 対象業務及び所在地

- (1) 対象業務
南区役所等環境衛生管理業務
- (2) 対象施設
南区役所及び南区民センター
- (3) 所在地
札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1

2 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 業務内容等

業 務	測 定 等 周 期	内 容
(1) 空気環境測定	2ヶ月以内ごとに1回 (同一測点を1日2回)	浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス、温度、相対湿度、気流の測定
(2) 受水槽清掃	1年以内ごとに1回	受水槽の清掃及び清掃終了後の水質検査、残留塩素の測定
(3) 雑排水槽等清掃	6ヶ月以内ごとに1回	雑排水槽、排水管、排水口等の清掃
(4) ねずみ・昆虫等防除	6ヶ月以内ごとに1回	ねずみ・昆虫等の防除
	防除作業月を除く10回	定期調査・薬剤補完
(5) 簡易専用水道法定検査	1年以内ごとに1回	厚生労働大臣登録検査機関の検査
(6) 水質検査	別紙のとおり	

注(1) 測定点は2施設合わせて室内15ポイント及び外気4ポイント

【室内】

- 区役所(9か所) : 1階 広聴係、戸籍住民課、ロビー
2階 保健福祉課、保護課、保険年金課、
3階 総務企画課、地域振興課、食堂
- 区民センター(6か所) : 1階 まちづくりセンター、事務室、ロビー、喫煙室
2階 料理室、3階 図書室

【外気】

区役所及び区民センター建物付近各2か所

- 注(2) 区役所：受水槽 23 m³ 高置水槽——m³
区民センター：受水槽 12 m³ 高置水槽——m³
- 注(3) 区役所：雑排水槽——m³ 汚水槽 ——m³
区民センター：雑排水槽 18 m³ 汚水槽 ——m³
区役所、区民センター：グリーストラップ——個
区役所、区民センター：洗面器、手洗い器、一般流し類、シャワー室床排水口等清掃口数 46個
：小便器、SK流し、プラスチックトラップ等清掃口数 53個
- 注(4) 防除対象面積：区役所 4,627.72 m²、区民センター 3,157.15 m²

4 業務の実施方法

(1) 空気環境測定

- ① 居室については、原則として各階の各居室ごとに測定点を求めるが、建築物の用途、構造、空調の方式・系統等の諸条件を考慮して測定すること。
- ② 測定場所は、居室の中央において測定ワゴンを用いて床下75～120cmの高さで測定すること。

(2) 受水槽清掃

- ① 水槽内排水後、水槽内設備機器の点検を行った後、清掃を行うこと。
- ② 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。
- ③ 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行うこと。
- ④ 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気・pH値の検査を行うこと。

(3) 雑排水槽等清掃

- ① 雑排水槽については、水槽内の汚水及び残留物質を排除し、清掃作業終了後、水槽周辺の清掃及び点検を行うこと。
- ② 流入管、排水ポンプ等については、付着した物質を除去すること。
- ③ 排水管、排水口等の清掃は、シャワー室床排水口、洗面器、手洗い器、各種流し類、小便器（大便器は除く。）等からの薬剤による清掃を行うこと。

(4) ねずみ・昆虫等防除

- ① 作業にあたって状況調査を行い、当該調査の結果に基づき、建築物全体についての効果的な作業計画を策定し、適切な駆除方法、薬剤の選定により防除作業を行うこと。
- ② 薬剤等は、薬事法等の規定に基づき使用及び管理を適切に行い、業務に従事する作業員並びに建築物の使用者及び利用者の事故防止に努めること。

- ③ 防除作業終了後、防除の効果を定期的（防除作業月を除く毎月）に調査し、薬剤を補完すること。

(5) 水質検査
別紙のとおり

5 業務の実施計画等

受託者は、業務の実施にあたり、事前に実施計画書を作成して委託者の承認を得ること。

また、業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」等の関連法令に基づき行い、年度当初に建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

6 安全の確保

業務の実施にあたっては、事故の防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

7 備品等の破損事故

業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

8 業務報告書の提出

受託者は、業務終了後、速やかに業務報告書を提出すること。

9 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量・分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。また、両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

10 その他

- (1) 水道法の規定に基づく簡易専用水道の検査に係る費用は、受託者が負担すること。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。
- (3) 来庁者及び職員の執務に影響を及ぼす作業を行う場合は、委託者の指示に従うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

別紙 水質検査

1 業務の内容

南区役所及び南区民センターそれぞれについて、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条第1項第3号の規定に基づく飲料水及び給湯水の水質検査を行う。

2 検査基準

「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による。

3 検査項目及び検査頻度

	項 目	頻 度
省略不可 11項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌 ・大腸菌 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・塩化物イオン ・有機物（TOCの量） ・pH値 ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度 	6 カ 月 以 内 に 1 回
省略可能 5項目	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物 ・蒸発残留物 	6 カ 月 以 内 に 1 回 <small>※検査結果が水質基準に適合の場合は、次回に限り省略可</small>
消毒副生成物 12項目	<ul style="list-style-type: none"> ・シアン化物イオン及び塩化シアン塩素酸 ・塩素酸 ・クロロ酢酸 ・クロロホルム ・ジクロロ酢酸 ・ジブロモクロロメタン ・臭素酸 ・総トリハロメタン ・トリクロロ酢酸 ・ブロモジクロロメタン ・ブロモホルム ・ホルムアルデヒド 	（6 ～ 9 年 以 内 に 1 回 ） 実 施